



キトーは2022年11月8日をもって、創業90周年を迎えます。

第78回定時株主総会招集ご通知

■ **日時**：2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

■ **場所**：六本木アカデミーヒルズ 49
タワーホール
東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ 森タワー 49階

■ **議案**：第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

■ **議決権行使期限**：
書面又はインターネット等による議決権行使
期限は2022年6月23日（木曜日）午後5時
30分までです。

※お土産の配布はございません。また、総会終了後の
「株主様との交流会」は実施いたしません。

株式会社キトー

証券コード：6409



ご挨拶

平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。第78回定時株主総会招集ご通知のご送付にあたり、株主の皆様にご挨拶申し上げます。

終了した2022年3月期（第78期）は、売上高は過去最高を更新し、営業利益以下の各段階利益も過去最高か、あるいは比肩する水準で終わることができました。経済活動がコロナ禍から徐々に回復する一方で、需要と荷動きの急増を受け、期を通じてサプライチェーン全体に大きな混乱がみられました。海上コンテナ輸送の混雑や、エネルギー、原材料、部品などの急激なコスト増が事業の運営に影響し、期末にかけては、ロ

シア・ウクライナ情勢が世界を大きく揺るがしました。さまざまな逆風が吹くなかでも、北米や欧州地域の力強い需要をしっかりと捉えるべく、効率的な生産活動を通じて増産体制を維持するとともに、資材調達先や輸送路などサプライチェーンを確保し、安定した顧客サービス提供に注力してまいりました。外部環境の変化に柔軟に対応しつつ、過去最高の業績を実現できたことで、キトーグループの実力が一段階あがった手応えを感じています。

外部環境の大きな変化を目の当たりにする一方で、キトーの役割が、社会を形成する経済活動全体を支え



る、縁の下の力持ちであり続けることを、あらためて意識した一年でもありました。キトーが安全性と耐久性に優れた製品を提供することで、お客様の安全な作業環境の実現に貢献します。お客様が安心して生産活動を行うことで、社会に価値提供することができます。社会や事業環境が今後どのように変化しても、「安全で生産性の高い作業環境の実現」という普遍的な価値を提供し続けることで、キトーの製品とサービスが、あらゆる産業から必要とされ、なくてはならない存在であり続けます。

2023年3月期は、キトーが得意とする、ライトリフティング領域でのグローバルリーダーを目指すとともに、社会や産業の変化を捉えて、「安全で生産性の高い作業環境の実現」に資する新しい事業分野への進出を目論み、成長を確実なものいたします。

最後になりましたが、ロシアによるウクライナへの侵攻で、さまざまな困難に直面している方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く平和が戻りますよう、キトーグループ社員一同、祈念いたします。

代表取締役社長 鬼頭 芳雄

証券コード：6409
2022年6月7日

株主各位

山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000

株式会社 キトー

代表取締役社長 鬼頭芳雄

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会では、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況が続いておりますので、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで開催させていただきます。また、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点より、ご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申し上げます。なお、**書面又はインターネット等により事前に議決権を行使することができません**ので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、「議決権行使のご案内」（5頁）に沿って、**2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日	時	2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場	所	東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー49階 六本木アカデミーヒルズ49 タワーホール
3. 会議の目的事項		
■ 報告事項		1. 第78期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第78期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）計算書類報告の件
■ 決議事項		第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

インターネットによる開示について

- (1) 事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部につきまして、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、これらの事項は、監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正事項が生じた場合、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社のウェブサイト

<https://kito.com/jp>

本株主総会における感染防止策について

- ◎ 株主総会会場において、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、入口付近で検温をさせていただきますので、ご理解並びにご協力の程お願い申し上げます。
- ◎ 当社の役員につきましては、一部の役員のみオンラインによる出席とさせていただく可能性があります。
- ◎ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合はインターネット上の当社ウェブサイト（上記）に掲載いたします。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に当社のウェブサイトを必ずご確認くださいようお願いいたします。
- ◎ **株主様へのお土産の配布はございません。また、株主総会終了後の「株主様との交流会」は実施いたしません。**

インターネットによるライブ配信について

本株主総会の模様を当社のウェブサイトにてライブ配信いたします（「インターネットによるライブ配信のご案内」6頁～7頁）。ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、会場後方から撮影いたしますが、やむを得ず、ご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。ご了承ください。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（8頁～26頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

A インターネットにより議決権を行使される場合

QRコードを読み取る方法

- ①同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取る。
- ②画面の案内に従い、議案の賛否を入力。



パソコンによるアクセス方法

- ①議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセス。
- ②議決権行使書用紙に記載された、ログインID及び仮パスワードを入力。
- ③画面の案内に従い、仮パスワードを変更のうえ、議案の賛否を入力。

行使
期限

2022年6月23日(木)
午後5時30分受付分まで

※ご注意事項
書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

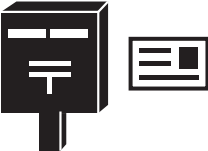
B 郵送により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に、各議案の賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

※議案につきまして、賛否の記載がない場合、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使
期限

2022年6月23日(木)
午後5時30分到着分まで



C 株主総会へ出席する場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)



スマート行使でのスマートフォン等の
操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 **0120(652)031** 受付時間 9:00～21:00

その他のご照会

三井住友信託銀行 証券代行部

 **0120(782)031** 受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く

インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会会場に来場されなくても、パソコンやスマートフォン等を用いて遠隔地からでも本株主総会の模様をライブでご覧いただくことができるライブ配信を実施いたします。

【株主総会へご出席の株主様へのご案内】

次にご案内のとおり、本株主総会の模様をライブ配信いたします。ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、会場後方から撮影いたしますが、やむを得ず、ご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。ご了承ください。

1. 配信日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※ライブ配信のウェブサイトは、開始時刻の30分前の午前9時30分ごろからアクセス可能です。

2. ご視聴の方法

（1）パソコンやスマートフォン等で以下のウェブサイトへのアクセスをお願いいたします。

視聴用
ウェブサイトURL

<https://work.htmlvideo.jp/irlive/20220624K/kito/>



（2）視聴用ウェブサイトへアクセス完了後、画面の案内に従い、次のIDの入力をお願いいたします。

ID

<ログイン方法>



IDをご入力ください

視聴画面へ

→ ID「 」を入力後、「視聴画面へ」をクリックください。

3. ご視聴に関する留意点

- (1) ライブ配信は、会社法上の株主総会の会場ではございませんので、ご視聴の株主様によるライブ配信内でのご質問・ご発言は、一切行っていただくことはできません。議決権は、5頁にてご案内の書面又はインターネットにより事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 当社ウェブサイトやライブ配信をご視聴いただくためのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。
- (3) ライブ配信につきましては万全を期しておりますが、システム障害や通信障害・通信環境の悪化等の影響により、映像や音声の乱れや遅延、中断などが発生する可能性があります。また、ライブ配信を行うことができなくなる場合も想定されます。やむを得ずライブ配信を中止する場合には、当社のウェブサイト (<https://kito.com/jp>) にてお知らせいたします。
- (4) ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。後記のご視聴テストをご利用ください。当社は、株主様のあらゆる環境においてライブ配信を確実にご視聴いただけることを保証するものではございません。
- (5) ライブ配信の全部又は一部をご覧いただけなかったことにより株主様に生じた不利益に関して、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- (6) ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。

4. ご視聴テストの方法

2022年6月24日（金曜日）午前9時30分までの間、次の視聴環境テスト用ウェブサイトにて「2. ご視聴の方法」にてご案内のIDを入力いただくことにより、視聴環境のテストを行っていただくことが可能です。

視聴環境テスト用
ウェブサイトURL

<https://work.htmlvideo.jp/irlive/20220624K/testkito/>

5. ライブ配信に関するお問い合わせ先

ネットワーク環境等の技術的な点に関するお問い合わせ先は次のとおりとなります。

株式会社IRパートナーズ キトー株主総会視聴担当	03-3221-1347
受付時間	月曜日から金曜日 午前9時30分から午後5時まで

（注）なお、株主総会当日は総会終了時刻までの受付となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対し、会社の業績を勘案した適正な利益還元に加え、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるために、内部留保資金の充実を図ることが重要であると考えております。

この方針に従って、剰余金の配当は連結での配当性向20%以上を目処として、連結業績や財務状況を総合的に勘案のうえ決定し、配当水準の向上に努めてまいります。当期の期末配当につきましては、当期の連結業績や財務状況を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1 配当の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金22円

配当総額 452,716,418円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業の目的の追加を行うとともに、号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

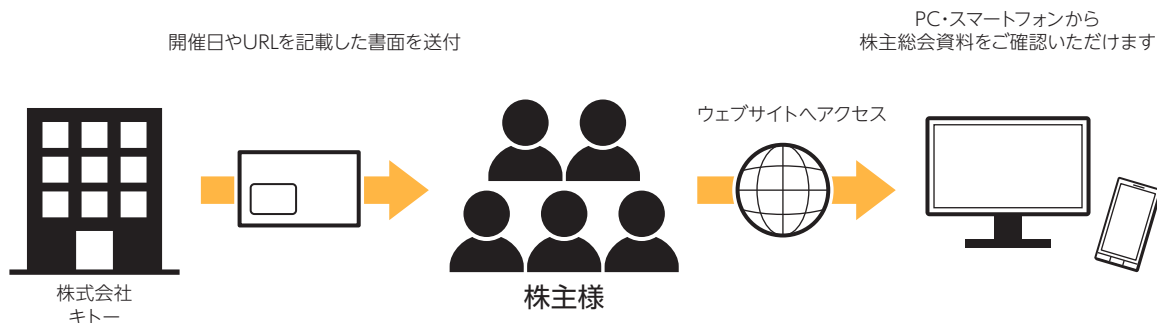
変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 荷役機械、荷役設備およびこれに付随する建物および施設の設計、製造、工事、販売ならびに修理サービス業務 2. 物品の保管、格納、入出庫にかかわる機器、設備およびこれに付随する建物および施設の設計、製造、工事、販売ならびに修理サービス業務 （新設） 3. (条文省略)	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 荷役機械、荷役設備およびこれらに付随する建物および施設の、設計、製造、工事、販売および修理サービス業務 2. 物品の保管、格納、入出庫にかかわる機器、設備およびこれらに付随する建物および施設の、設計、製造、工事、販売および修理サービス業務 3. <u>安全器具、安全帯、墜落制止用具およびこれらに付随する関連器具の、設計、開発、製造、販売および修理サービス業務</u> 4. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)	(削除) (電子提供措置等) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第18条～第43条 (条文省略)	第18条～第43条 (現行どおり)
(新設)	(附則) 1. 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

電子提供制度のイメージ



第3号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	在任年数 性別	重要な 兼職先	属性	取締役会 出席回数
1	 鬼頭 芳雄 (満59歳)	30年 男性	2社	社内	12/12回 (100%)
2	 Edward W. Hunter (満56歳)	6年 男性	3社	社内	12/12回 (100%)
3	 おそ 遅 澤 茂 樹 (満59歳)	8年 男性	1社	社内	12/12回 (100%)
4	 新 任 河 野 とし 俊 雄 (満59歳)	一年 男性	4社	社内	—
5	 なか 中 村 克 己 (満68歳)	6年 男性	1社	社外 独立役員	12/12回 (100%)
6	 ひら 平 い 井 孝 し 志 (満57歳)	5年 男性	3社	社外 独立役員	12/12回 (100%)
7	 おお 大 さわ 澤 こう じ 治 (満60歳)	3年 男性	2社	社外 独立役員	12/12回 (100%)

候補者番号

1

きとう よしお

鬼頭 芳雄

1963年6月4日（満59歳） 在任年数 30年

男性

再任

社内



略歴並びに当社における地位及び担当

1988年11月 当社入社
1992年 6月 取締役
1998年 6月 常務取締役
1999年 4月 専務取締役
2000年 7月 専務取締役 専務執行役員
2005年 4月 代表取締役副社長 副社長執行役員
2006年 1月 代表取締役社長 社長執行役員 Chief Executive Officer
2011年11月 代表取締役社長 社長執行役員 国内営業本部長
2016年 4月 代表取締役社長 社長執行役員 Chief Executive Officer
Chief Product Officer
2022年 4月 代表取締役社長 社長執行役員 Chief Executive Officer（現任）

重要な兼職の状況

KITO Americas, Inc. / Director

江陰キト一起重機械有限公司 董事長

所有する当社株式の数

182,734株

取締役会への出席状況

12回/12回

選任理由

鬼頭芳雄氏は、2006年1月に当社代表取締役社長に就任して以来、企業価値向上を目指し、企業理念の実現を中核に据えたリーダーシップを発揮し、海外事業の拡大、新製品の開発、M&Aの実行などの実績があり、代表取締役としての職責を果たしております。当社グループの経営をリードしてきた経験と実績、事業に関する幅広い見識が、当社グループの経営強化と持続的な成長に不可欠と考え、同氏を取締役候補者といたしました。

株主の皆様へのメッセージ

キトーと、キトーの製品とサービスが、あらゆる産業から必要とされ続け、なくてはならない存在であり続ける。そのために「安全で生産性の高い作業環境の実現」という普遍的な価値を提供し続けることで、企業価値の向上に努めてまいります。環境の変化を感じ取り、ダイナミックな変化を維持しつつ、経営サイクルと意思決定をスピードアップします。リフティング事業でのグローバルリーダーを目指し、事業基盤を強固にするとともに、さらなる成長に向けて、新しい分野を開拓してまいります。

候補者番号

2

エドワード・W・ハンター

Edward W. Hunter

1965年7月3日（満56歳） 在任年数 6年

男性

再任

社内



所有する当社株式の数

61,156株

取締役会への出席状況

12回/12回

略歴並びに当社における地位及び担当

2004年 5月 Harrington Hoists, Inc.入社 / President & Director
2008年 4月 当社入社 執行役員
KITO Americas, Inc. / President & Director
Harrington Hoists, Inc. / President & Director
2011年 4月 常務執行役員米州事業管掌 米州事業本部長
KITO Americas, Inc. / President & Director
Harrington Hoists, Inc. / President & Director
2013年 4月 常務執行役員米州・EMEA事業管掌 米州・EMEA事業本部長
KITO Americas, Inc. / President & Director
Harrington Hoists, Inc. / President & Director
2016年 4月 副社長執行役員 Co-Chief Market Officer
2016年 6月 取締役副社長 副社長執行役員 Co-Chief Market Officer
2022年 4月 取締役副社長 副社長執行役員 Chief Operating Officer（現任）

重要な兼職の状況

KITO Americas, Inc. / Chairman
ERIKKILA OY / Director
Kiinteistö Oy Alamos / Director

選任理由

エドワード・W・ハンター氏は、2004年5月に当社グループ会社に入社以来、米国を中心に米州事業の拡大を推進し、当社の企業価値向上に貢献してまいりました。

今後も成長が期待できる米州事業の強化に加え、欧州を含む海外主要市場での積極的な事業展開や製品戦略の推進により、当社がグローバル企業としてさらなる成長を実現するには引き続き同氏の能力が必要と考え、同氏を取締役候補者といたしました。

株主の皆様へのメッセージ

コロナ禍は世界中の企業に困難をもたらしました。サプライチェーンの混乱、欧米ではインフレが拡大、加えてウクライナ情勢により、資源やエネルギー高に拍車がかかりました。輸出や物流が混乱する中、製品とサービスを安定的に供給し続けることでお客様から評価され、米国や日本市場でシェアを維持・拡大、お客様の「ファーストチョイス」となることに注力しました。不透明な時代が続きますが、私はキトーのもつ潜在能力が必ずや事業成長をけん引すると確信します。引き続き株主の皆様のご支援を賜りたく、よろしくお願いいたします。

候補者番号

3

おそ ざわ しげ き

遅澤 茂樹

1962年10月12日（満59歳）在任年数 8年

男性

再任

社内



略歴並びに当社における地位及び担当

1985年 4月 当社入社
 2008年 7月 経営企画部長
 2011年 4月 執行役員 経営企画室長
 2012年 4月 執行役員 経営企画室長 経営管理本部長
 2012年 6月 取締役 執行役員 経営企画室長 経営管理本部長
 2016年 4月 取締役 執行役員 経営管理本部長 法務室長
 2016年 6月 取締役退任
 執行役員 経営管理本部長 法務室長
 2017年 4月 常務執行役員 Chief Financial Officer 財務管理本部長
 事業戦略本部長
 2017年10月 常務執行役員 Chief Financial Officer 財務管理本部長
 2018年 6月 常務取締役 常務執行役員 Chief Financial Officer 財務管理本部長
 2018年 7月 常務取締役 常務執行役員 Chief Financial Officer 経営管理本部長
 財務管理本部長（現任）

重要な兼職の状況

江陰キト一起重機械有限公司 董事

所有する当社株式の数

50,454株

取締役会への出席状況

12回/12回

選任理由

遅澤茂樹氏は、2018年6月に当社常務取締役に就任して以来、経営企画、事業戦略、財務等において、当社の業績の向上に貢献してまいりました。

当社のグローバル展開、持続的な企業価値の向上を財務・経営管理面から支え、健全なガバナンス体制のもと当社グループが発展を遂げるには同氏の能力・経験が必要と考え、同氏を取締役候補者といたしました。

株主の皆様へのメッセージ

ロシアによるウクライナ侵攻により、世界が分断され、安全保障や世界経済の不安定な状況に直面していますが、当社は自らの存在意義と社会への貢献を通じてこの状況を乗り越えていく所存です。

すなわち、当社は「重力からの解放」という課題を解決する事業を通じて、「お客様に満足と感動」をお届けすることで、お客様から最も信頼される企業となり、長期的かつ社会的な利益を追求し着実な成長を目指していきます。

候補者番号

4

こう の とし お

河野 俊雄

1962年12月20日（満59歳）在任年数 一年

男性

新任

社内



所有する当社株式の数

44,573株

取締役会への出席状況

一回/一回

略歴並びに当社における地位及び担当

1990年 2月 当社入社
2010年 4月 執行役員 営業本部長
2011年 4月 執行役員 国内営業本部長 グローバルソリューション本部長
2011年11月 執行役員 山梨製造本部長
2013年 4月 執行役員 製造本部長
2013年 8月 執行役員 製造本部長 KITO GLOBAL ONE Project 担当
2016年 4月 常務執行役員 Chief Manufacturing Officer 調達本部長
KITO GLOBAL ONE Project担当
2017年 4月 執行役員 KITO GLOBAL ONE Project担当
2018年 4月 執行役員 調達本部長
2021年 4月 執行役員 チェーン製造本部長
2022年 4月 常務執行役員 Chief Manufacturing Officer チェーン製造本部長
Below Hook Devices 担当（現任）

重要な兼職の状況

KITO CHAIN ITALIA S.R.L. / Director
PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. / Director
PEERLESS CHAIN COMPANY / Director
KITO HOIST THAI CO., LTD. / Director

選任理由

河野俊雄氏は、2010年に当社執行役員に就任して以来、営業、製造、調達等において、当社の経営に貢献してまいりました。当社製品の高い品質を維持しつつ、グローバルな生産戦略を推進するには、同氏の能力・経験が必要と考え、同氏を取締役候補者といたしました。

株主の皆様へのメッセージ

当社における32年間のキャリアにおいて、工場部門、国内外の営業部門、海外駐在（中国）を経験し、2010年の執行役員就任以降も、国内営業本部長、ホイス製造本部長、チェーン製造本部長、及び調達本部長として、また、2013年から5年間にわたり日本及び米国の3拠点の基幹システム更新プロジェクトの責任者として、様々な機会に当社経営に携わってまいりました。

これらの経験を活かし、新任取締役として多角的な視点から、当社グループ事業の健全な成長に貢献してまいりたいと存じます。

候補者番号

5

なか むら かつ み

中村 克己

1953年6月23日（満68歳） 社外役員 在任年数 6年

男性

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

1,000株

取締役会への出席状況

12回/12回

略歴並びに当社における地位及び担当

1978年 4月 日産自動車株式会社入社
2000年 1月 同社プログラム管理室 プログラムダイレクター
2001年 4月 同社常務執行役員
2003年 7月 東風汽車有限公司 総裁
2008年 5月 ルノー社 EVP
2009年 6月 ルノー社 EVP
日産自動車株式会社 取締役
2013年 6月 カルソニックカンセイ株式会社（現 マレリ株式会社） 取締役会長
2015年 6月 稲畑産業株式会社 社外取締役
2016年 6月 カルソニックカンセイ株式会社（現 マレリ株式会社） 会長
関西エアポート株式会社 社外取締役・監査等委員（現任）
当社取締役（現任）
2019年 1月 ブラックストーン・グループ シニアアドバイザー

重要な兼職の状況

関西エアポート株式会社 社外取締役・監査等委員

選任理由及び期待される役割の概要

中村克己氏は、国の基幹産業のひとつである自動車業界での長年における経営者・技術者として活躍してこられました。引き続き、事業経営での豊富な知見及びモノづくりでの経験を生かし当社に対してグローバル経営の観点から適切な助言・提言を行い、また独立した客観的な観点から経営の監督を行っていただくことを期待し、同氏を社外取締役候補者といいたしました。

株主の皆様へのメッセージ

日産自動車、フランス・ルノー社で自動車事業に携わってきました。その中で事業経営に携わってきたものとしての知見を活かし、キトーのこれから向かうグローバルな成長と変革をサポートしていきたいと思っています。私はキトーという会社のモノづくり力とその人材が持つ大きなポテンシャルを感じています。今後グローバルに成長するためには、モノづくりの競争力を高めると同時に、成長のための課題を整理し優先順位を明確につけて一歩ずつ着実に解決してゆく必要があります。そのための多岐にわたる方策を考え実行する人材もいると確信しています。そんなキトーのチャレンジをサポートしたいと思っています。

候補者番号

6

ひら い たか し

平井 孝志

1965年2月24日（満57歳） 社外役員
在任年数

5年

男性

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

9,500株

取締役会への出席状況

12回/12回

略歴並びに当社における地位及び担当

- 1989年 4月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社
シニアコンサルタント
- 1997年 7月 デル株式会社 法人マーケティング・ディレクター
- 2000年 3月 株式会社クレイフィッシュ(現 e-まちタウン株式会社)
取締役チーフ・マーケティング・オフィサー
- 2001年 4月 スターバックスコーヒー・ジャパン株式会社
経営企画部門長 / オフィサー
- 2003年 9月 株式会社ローランド・ベルガー 執行役員シニアパートナー
- 2014年 9月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 特別招聘教授
- 2015年 4月 早稲田大学大学院経営管理研究科 客員教授（現任）
- 2017年 3月 筑波大学大学院ビジネスサイエンス系国際経営プロフェッショナル専攻
教授（現任）
- 2017年 6月 当社取締役（現任）
- 2019年 6月 三井倉庫ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

- 筑波大学大学院ビジネスサイエンス系国際経営プロフェッショナル専攻
教授
- 早稲田大学大学院経営管理研究科 客員教授
- 三井倉庫ホールディングス株式会社 社外取締役

選任理由及び期待される役割の概要

平井孝志氏は、国際的に展開するコンサルティングファームにおける長年のコンサルタントとしての経験、日米の事業会社における経営陣としての経験、さらには経営大学院におけるグローバル人材育成の経験を有しております。

引き続き、企業戦略の立案について適切な助言・提言を行い、また独立した客観的な観点から経営の監督を行っていただくことを期待し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

株主の皆様へのメッセージ

これまで経営コンサルタントとして企業の戦略策定・実行を支援し、事業会社の経営陣として事業運営に携わった後、現在は大学院で経営戦略論を教えています。

言うまでもありませんが、COVID-19の影響はいまだ残る中、ロシアのウクライナ侵攻などもあって事業環境の不透明性は拭えず、さらに厳しさが増していく状況にあります。このような状況はしばらく継続すると考えられますが、社会・経済のインフラを支えるキトーは、引き続き自己変革と顧客価値創造に邁進しています。私は社外取締役として、これまでの経験や知見、さらには経営戦略論の最新の知識を活かしつつ、キトーの成長戦略の実現・経営力強化に取り組んでまいります。

候補者番号

7

おお さわ こう じ

大澤 弘治

1961年10月9日（満60歳） 社外役員
在任年数

3年

男性

再任

社外

独立役員



略歴並びに当社における地位及び担当

1985年 4月 三菱商事株式会社入社
1993年10月 米国三菱商事パロアルト事務所
1999年 3月 三菱商事株式会社に復職
1999年 5月 三菱商事株式会社退社
1999年 7月 Global Catalyst Partners L.P. /
Managing Principal & Co-Founder（現任）
2014年 8月 Global Catalyst Partners Japan
マネージング・ディレクター兼共同創業者（現任）
2019年 6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

Global Catalyst Partners L.P. / Managing Principal & Co-Founder
Global Catalyst Partners Japan マネージング・ディレクター兼共同
創業者

所有する当社株式の数

8,400株

取締役会への出席状況

12回/12回

選任理由及び期待される役割の概要

大澤弘治氏は、総合商社における勤務の後、シリコンバレーにおいて長くベンチャーキャピタルファンドの経営に携わっております。

ファンド運営者として新規事業を発掘、育成し、客観的にビジネスを評価し監督する経験に加えて、IoT等の最先端技術に対する知見も深く、引き続き当社の事業の発展及び最先端技術を獲得していくうえで適切な助言・提言を行い、また独立した客観的な観点から経営の監督を行っていただくことを期待し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

株主の皆様へのメッセージ

1993年より23年間、米国シリコンバレーに居住し、うち17年間は自ら創業したベンチャーキャピタルファンドを通じ、数多くのグローバル・ベンチャー企業への投資、育成に従事してきました。コロナ禍、世界的な景気見通し、ロシアによるウクライナ侵攻など不確実性の高い経営環境下、経営基盤の強化に加え、グローバル経営推進、成長戦略策定などさらなる発展を目指すキトーを、これまでに培った経験と知識を活かし、全力で支援してまいります。

- (注) 1. 当社は、鬼頭芳雄氏が董事長（代表者）及び遅澤茂樹氏が董事を務める江陰キトー起重機械有限公司との間に製品販売等の取引があります。他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中村克己氏、平井孝志氏及び大澤弘治氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、中村克己氏、平井孝志氏及び大澤弘治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 中村克己氏、平井孝志氏及び大澤弘治氏は、東京証券取引所の定める独立役員届出書における属性情報の記載事項に該当していません。
4. 取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
- ① 中村克己氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
 - ② 平井孝志氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
 - ③ 大澤弘治氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
5. 取締役候補者との責任限定契約
当社は、中村克己氏、平井孝志氏及び大澤弘治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としており、中村克己氏、平井孝志氏及び大澤弘治氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約の締結
当社は、取締役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。ただし、違法に利益又は便宜を得たことに起因する損害賠償請求は除かれます。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が取締役役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当社は、当該保険契約を取締役の任期途中に、同等内容で更新する予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

かま ち まさ ひで
蒲地 正英

1981年5月18日（満41歳）

男性 社外
独立役員



所有する当社株式の数
一株

略歴ならびに地位

2005年11月 税理士法人中央青山(現 PwC税理士法人) 入所
2009年 9月 公認会計士登録
2014年12月 税理士登録
2016年11月 蒲地公認会計士事務所設立 代表(現任)
税理士法人カマチ 代表社員(現任)
株式会社SOU (現 バリュエンスホールディングス株式会社) 社外取締役
2017年 1月 株式会社will consulting 代表取締役(現任)
2017年 3月 株式会社メドレー 社外監査役(現任)
2017年 5月 千房株式会社 社外監査役
2018年 9月 千房ホールディングス株式会社 社外取締役(現任)
2019年11月 バリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役・監査等委員(現任)
株式会社SOU Technologies (現 バリュエンステクノロジーズ株式会社)
社外取締役
2020年 4月 グロービス経営大学院大学 専任准教授(現任)
2022年 3月 株式会社IBJ 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

蒲地公認会計士事務所 代表
税理士法人カマチ 代表社員
株式会社will consulting 代表取締役
株式会社メドレー 社外監査役
千房ホールディングス株式会社 社外取締役
バリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役・監査等委員
グロービス経営大学院大学 専任准教授
株式会社IBJ 社外取締役

選任理由

蒲地正英氏は、公認会計士としての財務・会計、監査に関する広範な専門的知識を有しており、また複数社の社外取締役を務め経営に携わってこられました。同氏の豊富な経験は当社の公正かつ客観的な意思決定及び業務執行状況の監督に必要と考え、補欠の監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 蒲地正英氏は補欠の社外監査役候補者であります。
2. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査役に欠員が生じ、蒲地正英氏が就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。ただし、違法に利益又は便宜を得たことに起因する損害賠償請求は除かれます。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。蒲地正英氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は監査役の任期途中に取締役会において決議のうえ、同等内容で更新する予定であります。
5. 本議案が承認され、蒲地正英氏が監査役に就任される場合には、当社は同氏を、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

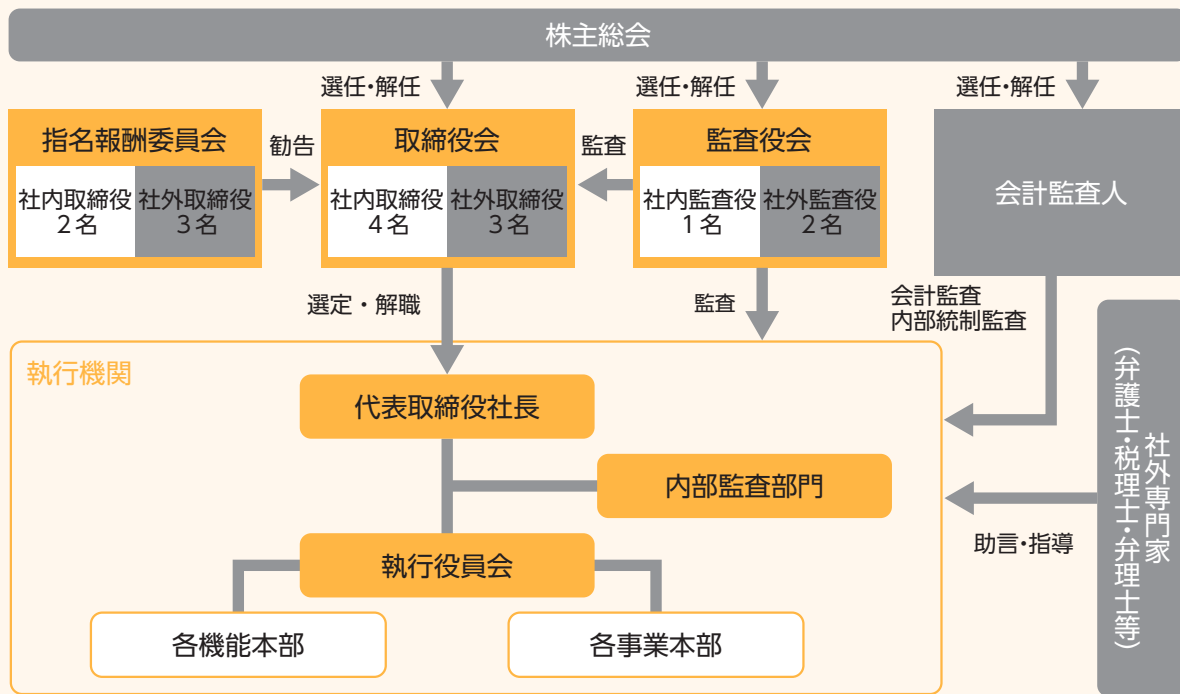
議決権行使参考情報

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と体制

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、経営の透明性・公正性を確保し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- (4) 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率等の改善を図るため、経営の監督と執行の分離や社外取締役による経営監督機能の強化に取り組みます。
- (5) 株主との間で建設的な対話を行います。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の通りであります。



●各役員が有し、期待しているスキル・キャリア・専門性

本議案が承認された場合、本定時株主総会後の各役員が有し、期待しているスキル・キャリア・専門性は以下のとおりとなります。

		グローバル 経営 事業戦略	研究開発・ 製造	営業 マーケティ ング	環境・品質	成長戦略	人材戦略	財務・会計	法務 リスクマネ ジメント
取締役	鬼頭 芳雄	●	●			●	●		
	E.W.Hunter	●		●		●			
	渥澤 茂樹						●	●	
	河野 俊雄		●	●	●				
	中村 克己 (社外)	●	●			●	●		
	平井 孝志 (社外)	●		●		●	●		
	大澤 弘治 (社外)	●		●		●	●		
監査役	米山 健太郎						●	●	●
	濱田 清仁 (社外)					●		●	●
	箱田 英子 (社外)					●		●	●

●マネジメント体制

本議案が承認された場合、当社は以下の体制にて事業を運営してまいります。

取締役会	取締役の任期：1年	社内及び社外から、豊富な経験、高度な知見及び専門性を有する者を選任しております。 取締役7名のうち、3名は社外取締役であり、経営の透明性と高い健全性を有しています。 なお、社外取締役3名は独立役員であります。
社内取締役	鬼頭芳雄、Edward W. Hunter、 遅澤茂樹、河野俊雄	
社外取締役	中村克己、平井孝志、大澤弘治	
監査役会	監査役の任期：4年	専門的見地と積み上げられた経験を有する者を選任しております。 社外監査役は公認会計士兼税理士及び弁護士であり、監査機能を強化しています。 なお、社外監査役2名は独立役員であります。
社内監査役	米山健太郎	
社外監査役	濱田清仁、箱田英子	

執行役員会 執行役員の任期：1年

人種、国籍等にかかわらず、能力があり業務に精通した者を積極的に登用しております。

CEO 鬼頭芳雄 Chief Executive Officer				
COO Chief Operating Officer	CQO Chief Quality Officer	CFO Chief Financial Officer	CMO Chief Manufacturing Officer	CPO Chief Product Officer
Edward W. Hunter	譲原経男	遅澤茂樹	河野俊雄	Marc Premont
COO Edward W. Hunter				
米州事業	国内営業	EMEA事業	アジア太平洋（APAC）事業	
Carlo Lonardi	大熊謙司	Martin Rothe	金子一石	
CPO Marc Premont		CFO 遅澤茂樹	黄瓏琳	
技術開発	Powered Chain Hoists	経営企画	江陰キトー起重機械有限公司	
石川一光	Scott D. Miller	小久保匡史		

● 役員の選任について（指名報酬委員会）

当社は、取締役、監査役及び執行役員の候補者を、社外取締役が過半数を構成する指名報酬委員会において審議し、取締役会に勧告することとしております。

なお、社外取締役候補者につきましては、次ページの基準を設けその独立性を判断しております。

指名報酬委員会

<指名報酬委員会のメンバー>

社内取締役



社外取締役



社外取締役が過半数を構成し、指名報酬委員会の独立性及び中立性を確保
社内取締役：2名 社外取締役3名

勧告

- ①取締役、監査役、及び執行役員の候補者を取締役会へ勧告
- ②代表取締役社長・取締役・執行役員の業績評価による報酬を取締役会へ勧告

候補者の選定

取締役会

株主総会

●社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、当社の事業展開に対する積極的な提言や問題提起を期待することができるか否かといった観点から、その独立性を判断する。具体的には、社外役員が、以下の何れにも該当しない場合において、上記観点も踏まえて、その独立性を判断する。

1. 当社グループ（当社を含む当社グループ各社をいう。以下同じ。）を主要な取引先とする者又はその業務執行者
2. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
3. 当社の大株主又はその業務執行者
4. 当社グループの大口出資先の業務執行者
5. 当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている（役員報酬以外に過去3年平均にて、その者の売上高若しくは総収入金額の2%又は1,000万円のいずれか高い方の額を超える財産を受けている場合）コンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
7. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
8. 当社グループの業務執行者が現在又は過去3年以内に社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
9. 過去3年間に於いて、上記1.から8.までに該当していた者
10. 次に掲げる者のうち重要な者の近親者（2親等以内の親族）
 - ア、上記1.から9.に該当する者。ただし、7.に該当する場合については、当社グループの監査業務を実際に担当（補助的関与は除く。）する者に限る。
 - イ、当社グループの取締役、監査役、執行役員又は使用人等（過去3年間に於いて該当していた者を含む。）

（注）

「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度において、その者の年間連結総売上高若しくは総収入金額の2%又は1億円のいずれか高い方の額を超える支払いを当社グループから受けた者をいう。

「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間連結総売上高若しくは総収入金額の2%又は1億円のいずれか高い方の額を超える支払いを当社グループに行った者をいう。

「当社の大株主」とは、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

「当社グループの大口出資先」とは、当社グループがその出資先の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する場合における当該出資先をいう。

「当社グループから多額の寄付を受けている者」とは、過去3年間の平均で1,000万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を当社グループから受けている者をいう。

「重要な者」とは、業務執行者等については役員又は部長職級以上の者、監査法人については公認会計士、法律事務所については弁護士をいう。

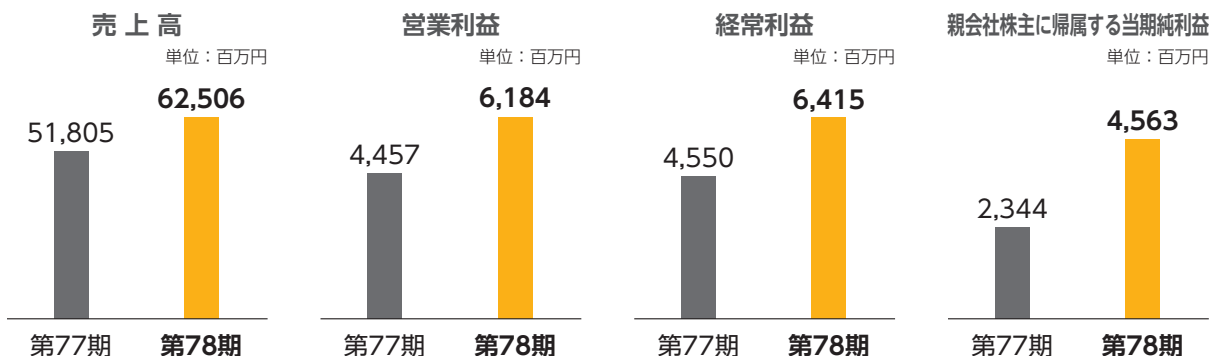
以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、国や地域によってコロナ禍による断続的な経済活動の制約を受けたものの、欧米諸国を中心に急速な需要回復がみられ、日本国内でも緩やかながら回復基調が続きました。一方で急速な需要回復は、海上コンテナ輸送の混雑、天然資源、エネルギー、原材料、部品などの急激なコスト増といった影響をもたらし、期末に向けては、ロシア・ウクライナ情勢が世界経済に大きく影響いたしました。このような環境下、当社グループは、北米や欧州地域の力強い需要を捉えるべく、増産体制を維持するとともに、資材調達先や輸送路等、サプライチェーンを確保することで、安定した顧客サービスの提供に注力してまいりました。

その結果、売上高は62,506百万円（前期比20.7%増）、営業利益は6,184百万円（前期比38.7%増）、経常利益は6,415百万円（前期比41.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,563百万円（前期比94.7%増）と大幅な増収増益となり、売上高、及び経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益については過去最高を記録いたしました。



セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。当社グループは、当社及び連結子会社の所在地別セグメント区分で事業活動を展開しております。

セグメントの名称	売上高（前期比）	営業損益（前期比）
日本	27,097百万円 (25.8%増)	5,777百万円 (33.9%増)
米州	31,333百万円 (30.5%増)	2,396百万円 (107.0%増)
中国	8,514百万円 (19.9%増)	1,168百万円 (12.0%増)
アジア	3,178百万円 (8.3%増)	334百万円 (60.9%増)
欧州	5,956百万円 (33.5%増)	△430百万円 (前期は368百万円の営業損失)
その他	1,738百万円 (15.5%増)	25百万円 (前期は35百万円の営業損失)

日本

国内市場においては、緊急事態宣言等、長期にわたる制約はあったものの需要環境は緩やかに回復いたしました。輸出については、北米や欧州など海外市場で需要の拡大が継続し、売上高は27,097百万円（前期比25.8%増）、営業利益は5,777百万円（前期比33.9%増）となりました。

米州

米国においては、政府施策によるインフラ投資拡大への期待感に加え、民間設備投資についても想定を超える需要動向で推移しました。その結果、売上高は31,333百万円（前期比30.5%増）、営業利益は2,396百万円（前期比107.0%増）と大幅な増収増益となり、売上、利益ともに過去最高を記録いたしました。

中国

他市場に先駆け回復基調に入った中国市場ですが、当年度においても、需要動向は引き続き堅調に推移し、売上高は8,514百万円（前期比19.9%増）、営業利益は1,168百万円（前期比12.0%増）となりました。なお、同セグメントは12月決算のため、当年度累計期間は1～12月の結果となっております。

アジア

アジア各国においては、経済活動の制限緩和とともに、需要環境は緩やかに回復してまいりました。その結果、売上高は3,178百万円（前期比8.3%増）、営業利益は334百万円（前期比60.9%増）となりました。

欧州

期初より経済活動が活発化し、需要環境が大幅に改善、売上高は5,956百万円（前期比33.5%増）と大きく増収となりました。利益面では期の経過とともに加速する資材、エネルギー価格の高騰の影響を受け430百万円の営業損失となりました。

その他

当セグメントは現在、豪州のみで構成されており、売上高は1,738百万円（前期比15.5%増）、営業利益は25百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は4,446百万円であります。その主なものは建物の建築購入、本社工場の生産能力の向上と老朽化設備の更新を目的とした投資等となります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、金融機関からの借入れにより6,822百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

キトーの変わらぬ使命である安全性と生産性の高い作業環境の実現に加え、事業活動を通じて環境負荷を低減すべく、以下の課題に対処することで、引き続き成長を目指してまいります。

①顧客満足度の向上

- ・顧客からの信頼の最大化を目指して、製品分野と製品品揃えを拡充するとともに、キトー製品の価値向上と差別化を図り、ソリューションの幅を拡大します。
- ・ユーザートレーニングなどのサービスを充実させ、リードタイムを短縮し、お客様へのサービス向上を図ります。
- ・品質管理・品質保証体制を強化し、グローバルでの品質保証体制を確立します。
- ・デジタル技術を積極的に活用することで、新たな付加価値を提供します。

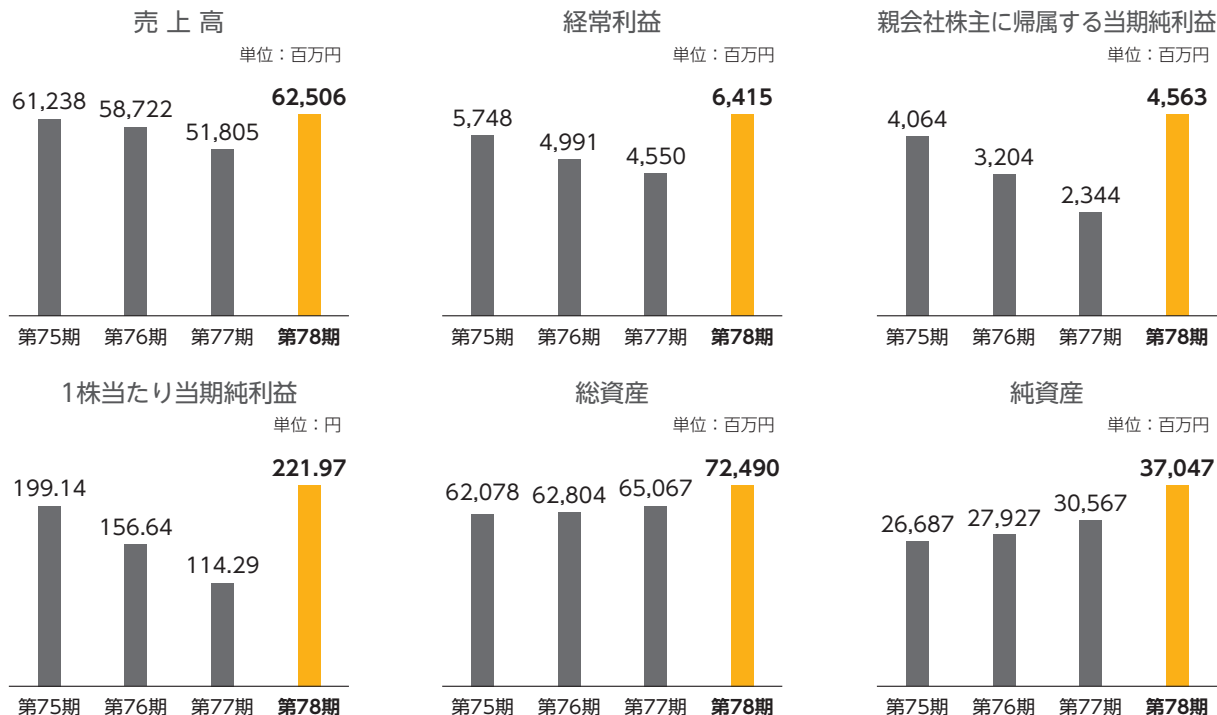
②組織運営と生産活動の効率化

- ・グローバルでのITインフラを整備し、グループ経営基盤を構築します。
- ・サプライチェーン最適化に向けて、日本、中国、米国、アジアの4生産拠点でのオペレーションの効率化、デリバリーの改善、在庫の圧縮を図ります。
- ・リンクチェーンで世界最大規模の生産量を誇るクサリの生産体制について、日本、米国、欧州を軸に最適化を図ります。

③人への投資と人材教育

- ・社員の意識改革と組織の風土改革をすすめ、魅力ある組織作りを目指します。
- ・ダイバーシティを深化し、文化の異なるメンバーをまとめてチームワークを発揮し、グローバル市場で事業展開を推進するビジネスリーダーの育成を図ります。
- ・社会に提供する普遍的な価値について、キトーグループ全社員への教育を強化します。

(5) 財産及び損益の状況の推移



区 分	第 75 期	第 76 期	第 77 期	第 78 期 (当連結会計年度)
	自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日	自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日	自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日	自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日
売 上 高 (百万円)	61,238	58,722	51,805	62,506
経 常 利 益 (百万円)	5,748	4,991	4,550	6,415
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,064	3,204	2,344	4,563
1株当たり当期純利益 (円)	199.14	156.64	114.29	221.97
総 資 産 (百万円)	62,078	62,804	65,067	72,490
純 資 産 (百万円)	26,687	27,927	30,567	37,047

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループの主な事業内容は、ホイスト（巻上機）、クレーン及びチェーン等の設計・開発・製造・販売であります。見込み生産による規格化された量産品、荷役内容や利用環境により異なるニーズに応えたカスタマイズ製品に加えて、部品提供やメンテナンスによるアフターサービス等を手がけます。

①当社グループの主要な取扱製品

クレーン

ホイストとの組合せで3次元の動きを実現します。天井クレーン、ジブクレーン、橋形クレーンなど、用途に応じて種類也多岐にわたります。

ホイスト

人力でハンドチェーンを操作、又は電動モータを回転させることで、重量物を巻き上げ下げする製品です。チェーン式とワイヤロープ式があります。

ビローフックデバイス（吊り具）

重量物を吊り上げる際のアタッチメントです。重量物の種類に応じて、チェーンやマグネット式、繊維製等を揃えます。

各種クサリ製品

タイヤチェーンや海洋向けのチェーン製品です。

②当社グループの販売体制

国内では流通・販売制度を採用し、主に特約代理店傘下の認定販売代理店を通じて、販売活動を行っております。海外では北米、アジア、欧州をはじめ50か国以上に、海外子会社及び海外代理店を通じて、製品やサービスを供給しております。



(7) 当社の主要な拠点及び重要な子会社

①当社の主要な拠点

本 社 本社工場（山梨県） 東京本社（東京都）

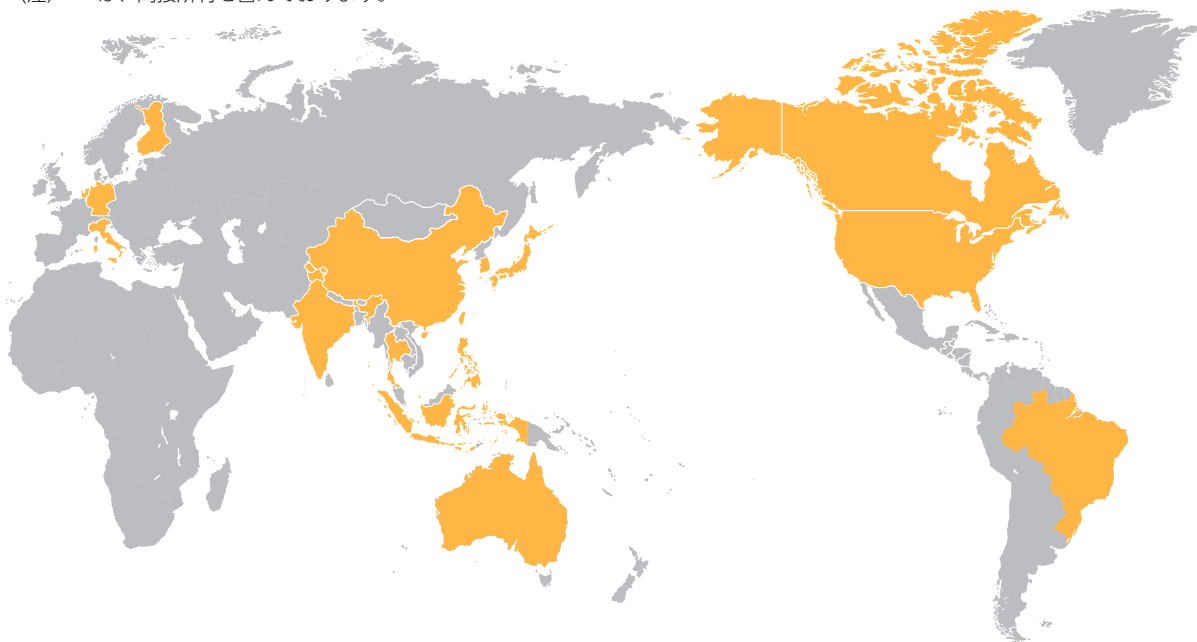
営 業 所 ①札幌営業所（北海道）②仙台営業所（宮城県）③北関東・信越営業所（群馬県）
④横浜営業所（神奈川県）⑤中部営業グループ（愛知県）⑥大阪営業グループ（大阪府）
⑦中四国営業所（岡山県）⑧福岡営業所（福岡県）

②重要な子会社の状況

会社名	国及び地域	資本金	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
(連結子会社)				
Harrington Hoists, Inc.	米国	千米ドル 9,500	* 100.0	当社製品の製造・販売
PEERLESS CHAIN COMPANY	米国	千米ドル 20,000	* 100.0	チェーンとチェーン関連製品の製造・販売、並びにSCC Japan 合同会社への投資持株会社
KITO CANADA INC.	カナダ	千加ドル 800	100.0	当社製品の販売
KITO DO BRASIL COMÉRCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA	ブラジル	千ブラジルレアル 12,971	100.0	当社製品の販売
SCC Japan 合同会社	日本	千円 10,000	* 100.0	PEERLESS CHAIN COMPANY 社 製品の販売
KITO Americas, Inc.	米国	千米ドル 20,000	100.0	PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. 及びHarrington Hoists, Inc.への投資持株会社並びにHarrington Hoists, Inc.製品の商標権及び知的財産権の管理
PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.	米国	千米ドル 20,000	* 100.0	PEERLESS CHAIN COMPANY への投資持株会社
江陰キト一起重機械有限公司	中国	千米ドル 26,000	90.0	ロープホイスト製品等の製造・販売及び当社製品構成部品の製造
キト一起重設備（上海）有限公司	中国	千米ドル 7,000	* 94.0	当社製品の販売
台湾開道股份有限公司	台湾	千台湾ドル 96,500	55.0	当社製品及びフレーンの販売
KITO KOREA CO., LTD.	韓国	千韓国ウォン 4,453,080	93.26	当社製品及びフレーンの製造・販売
SIAM KITO CO., LTD.	タイ	千タイバーツ 100,000	* 80.0	当社製品及びフレーンの製造・販売
KITO INDIA PRIVATE LIMITED	インド	千インドルピー 37,555	100.0	当社製品の販売
PT. KITO INDONESIA	インドネシア	千インドネシアルピア 40,473,560	100.0	当社製品及びフレーンの販売

会社名	国及び地域	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
Kito Europe GmbH	ドイツ	千ユーロ 3,000	100.0	当社製品の販売
KITO CHAIN ITALIA S.R.L.	イタリア	千ユーロ 10	100.0	チェーンとチェーン関連製品の製造・販売
ERIKKILA OY	フィンランド	千ユーロ 40	* 100.0	ライトクレーン製品等の製造・販売
Kiinteistö Oy Alamos	フィンランド	千ユーロ 10	* 100.0	ERIKKILA OYの不動産の管理
Van Leusden B.V.	オランダ	千ユーロ 45	* 100.0	巻上機やクレーンなどの、防錆、防爆仕様のカスタマイズ製品の製造・販売
PWB ANCHOR LIMITED	オーストラリア	千豪ドル 2,018	* 100.0	当社製品の販売
KITO AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア	千豪ドル 7,095	100.0	PWB ANCHOR LIMITEDの親会社であるANCHOR NOMINEES PTY. LTD.への投資持株会社

(注) *は、間接所有を含んでおります。



③事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,280名 (315名)	18名 増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であります。
なお、臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
687名	10名 増	43.0歳	17.6年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

(9) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	6,136百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,123百万円
株式会社山梨中央銀行	1,996百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,897百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、当社及びCrosbyグループの経営統合に関して、Lifting Holdings Limited、Crosby US Acquisition Corp. 及び Crosby UK Acquisition Ltd と Business Combination Agreementを締結すること、この経営統合の一環として、Lifting Holdings Limitedがその株式の全てを直接保有するLifting Holdings BidCo株式会社による当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関して、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。内容の詳細につきましては、計算書類の個別注記表（重要な後発事象に関する注記）及び連結計算書類の連結注記表（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 94,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,578,019株（自己株式470,181株を除く）
- (3) 株主数 3,870名
- (4) 大株主の状況（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,435,600株	16.69%
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	2,045,000株	9.93%
THE BANK OF NEW YORK-JASDECNON-TREATY ACCOUNT	1,200,000株	5.83%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	863,100株	4.19%
GOVERNMENT OF NORWAY	832,710株	4.04%
株式会社YKキャピタル	740,000株	3.59%
株式会社三井住友銀行	670,400株	3.25%
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL AG CLIENT A/C	540,000株	2.62%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	414,800株	2.01%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	360,100株	1.74%

- (注) 1. 当社は、自己株式470,181株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	交付者数	株式数
取締役（社外取締役を除く）	4名	16,561株

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当並びに重要な兼職の状況	主な活動状況
代表取締役社長	鬼頭 芳雄	社長執行役員 Chief Executive Officer Chief Product Officer KITO Americas, Inc. / Director 江陰キト一起重機械有限公司 董事長	—
取締役副社長	Edward W. Hunter	副社長執行役員 Co-Chief Market Officer KITO Americas, Inc. / Chairman ERIKKILA OY / Director Kiinteistö Oy Alamos / Director	—
常務取締役	譲原 経男	常務執行役員 Chief Quality Officer Chief Manufacturing Officer 品質保証本部長 KITO HOIST THAI CO., LTD. /Director	—
常務取締役	遅澤 茂樹	常務執行役員 Chief Financial Officer 経営管理本部長 財務管理本部長 江陰キト一起重機械有限公司 董事	—
社外取締役	中村 克己	関西エアポート株式会社 社外取締役・監査等委員	取締役会には12回全てに出席しております。製造業の経営に関する豊富な経験とモノづくりの幅広い知見を活かすとともに、グローバル経営の観点から経営全般にわたり意見を述べるなど、種々発言を行いました。また、取締役等の候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名報酬委員会の委員を務めております。

地位	氏名	担当並びに重要な兼職の状況	主な活動状況
社外取締役	平井 孝志	筑波大学大学院ビジネスサイエンス系 国際経営プロフェッショナル専攻 教授 早稲田大学大学院経営管理研究科 客員教授 三井倉庫ホールディングス株式会 社 社外取締役	取締役会には12回全てに出席しております。国際的に著名なコンサルティングファームにおける長年のコンサルタント等としての経験に基づき、成長戦略の策定、グローバル経営力強化といった重要な経営課題に関して意見を述べるなど、種々発言を行いました。また、取締役等の候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名報酬委員会の委員を務めております。
社外取締役	大澤 弘治	Global Catalyst Partners L.P. / Managing Principal & Co-Founder Global Catalyst Partners Japan マネージング・ディレクター兼共同 創業者	取締役会には12回全てに出席しております。総合商社での勤務及びベンチャーキャピタルファンドの経営者としての経験に基づき、成長分野の探索、投資戦略、対外交渉方針に関して意見を述べるなど、種々発言を行いました。また、取締役等の候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名報酬委員会の委員を務めております。
常勤監査役	米山 健太郎	—	—
社外監査役	濱田 清仁	よつば総合会計事務所 パートナー メディカル・データ・ビジョン株 式会社 社外監査役 ナイス株式会社 社外取締役	取締役会には12回全てに、また、監査役会には、13回全てに出席しております。公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、取締役会及び監査役会において有益な意見を述べるなど、種々発言を行いました。
社外監査役	箱田 英子	森・濱田松本法律事務所 法人パートナー	取締役会には12回全てに、また、監査役会には、13回全てに出席しております。弁護士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、取締役会及び監査役会において有益な意見を述べるなど、種々発言を行いました。

- (注) 1. 取締役 中村克己氏、平井孝志氏及び大澤弘治氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。
2. 監査役 濱田清仁氏及び箱田英子氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。
3. 監査役 濱田清仁氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 取締役 中村克己氏、平井孝志氏及び大澤弘治氏並びに監査役 濱田清仁氏及び箱田英子氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は意思決定の迅速化及び経営責任の明確化を図るため執行役員制度を導入しております。担当につきましては24頁をご参照ください。
6. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。
7. 常務取締役譲原経男氏は、2022年4月7日付で、KITO HOIST THAI CO., LTD.のDirectorを退任いたしました。
8. 2022年4月1日付で次のとおり取締役の担当の異動がありました。

氏名	地位及び担当	
	変更前	変更後
鬼頭 芳雄	代表取締役社長 社長執行役員 Chief Executive Officer Chief Product Officer	代表取締役社長 社長執行役員 Chief Executive Officer
Edward W. Hunter	取締役副社長 副社長執行役員 Co-Chief Market Officer	取締役副社長 副社長執行役員 Chief Operating Officer
譲原 経男	常務取締役 常務執行役員 Chief Quality Officer Chief Manufacturing Officer 品質保証本部長	常務取締役 常務執行役員 Chief Quality Officer 品質保証本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第40条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく各社外取締役及び各社外監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。ただし、違法に利益又は便宜を得たことに起因する損害賠償請求は除かれます。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者です。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会にて決定しています。決定に当たり、当社の指名報酬委員会において検討し、取締役会に答申しております。なお、2021年7月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の変更を決議しました。その方針に基づく当社の役員報酬等の内容は次のとおりです。

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

基本報酬	月例の固定報酬とし、役位及び職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。
業績連動報酬 (賞与・現金)	事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高及び利益指標（EBITDA）の目標値に対する達成度合いと、毎年個人毎に設定された目標設定による評価に応じて算出された額を、毎年、一定の時期に支給しております。目標となる連結売上高及び利益指標（EBITDA）は、中期経営計画を前提に毎年策定する事業計画、対外発表値をベースに設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行います。
株式報酬 (譲渡制限付株式)	役位に応じた年次の標準額を取締役会で決定し、その金額に相当する当社普通株式を毎年1回、一定の時期に付与いたします。譲渡制限の解除は当社及び当社の子会社の取締役又は執行役員のいずれも退任した日といたします。

取締役の個人別の報酬の内訳（報酬の種類の割合）につきましては、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位及び職責ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬委員会において検討し、取締役会に答申いたします。取締役会は、指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された取締役の種類毎の報酬割合の範囲内で、個人別の報酬等の内容を決定いたします。なお、取締役会は、その個人別の報酬等の内容の決定を指名報酬委員会に委任することができるものとします。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝6：3：1となります（業績指標を100%達成の場合）。

役位	基本報酬	業績連動報酬	株式報酬
代表取締役社長	58%	29%	13%
取締役副社長	52%	26%	22%
常務取締役	62%	28%	10%

委任を受けた指名報酬委員会の権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分とします。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(注) 2021年7月28日変更以前の方針では、取締役会は、指名報酬委員会から受けた答申の範囲内で、個人別の報酬等の内容（基本報酬及び業績連動報酬の額）を決定することを代表取締役社長に委任することとしておりました。取締役会は、当該権限が代表取締役社長により適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をするものとしておりました。2021年6月までの取締役の個人別の報酬額は、当該手続きを経て決定されていることから取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- 取締役報酬と監査役報酬は、2007年6月26日開催の定時株主総会において、それぞれ次のとおり決議されております。当該定時株主総会終結時点の員数は、取締役8名（うち社外取締役は3名）、監査役3名（うち社外監査役は2名）です。
 - ・取締役報酬：年額300百万円以内（うち、社外取締役報酬は年額30百万円以内、また、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）
 - ・監査役報酬：年額80百万円以内
- 譲渡制限付株式は、前記の報酬枠とは別枠で、2019年6月21日開催の定時株主総会において、株式報酬の額を年額100百万円以内、株式数の上限を年100千株以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の員数は、取締役4名（社外取締役は除く）です。

③取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等		報酬等の総額
				株式報酬 (譲渡制限付株式)	ストック・オプション報酬	
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	116百万円 (21百万円)	51百万円 (―)	24百万円 (―)	0百万円 (―)	191百万円 (21百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	28百万円 (14百万円)	― (―)	― (―)	― (―)	28百万円 (14百万円)
合計 (うち社外役員)	10名 (5名)	144百万円 (36百万円)	51百万円 (―)	24百万円 (―)	0百万円 (―)	220百万円 (36百万円)

- (注) 1. 2022年3月31日現在の人員は、取締役7名、監査役3名であります。
 2. 当事業年度における「取締役の個人別の報酬額の決定方法」は、次のとおりです。
 (1) 2021年6月分まで

取締役会は、株主総会において承認を得られた範囲の中でかつ指名報酬委員会から勧告を受けた範囲で、代表取締役社長鬼頭芳雄氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。その権限の内容及び委任された権限が適切に行使されるようにするための措置は「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」の注記に記載のとおりです。委任した理由は、各取締役の働きを俯瞰的に把握しており、公正に評価を行うには代表取締役社長が最も適していると考えたためであります。なお、最終的に、代表取締役社長により決定された各取締役の報酬額は、指名報酬委員会から勧告を受けたものから変更されておられません。

- (2) 2021年7月分以降
 取締役会は、株主総会において承認を得られた範囲で、指名報酬委員会に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。指名報酬委員会は、代表取締役社長鬼頭芳雄氏、常務取締役遅澤茂樹氏並びに社外取締役中村克己氏、平井孝志氏及び大澤弘治氏により構成されております。その権限の内容は「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。委任した理由は、社外役員を過半数とする指名報酬委員会にて決定することにより、各取締役の働きを俯瞰的に把握している代表取締役社長による視点に加え、取締役の個人別の報酬額の決定における透明性及び客観性を高めることができると考えたためであります。
3. 譲渡制限付株式報酬の受け取り時に納税負担が発生する海外居住の取締役については、譲渡制限付株式報酬の標準額の一部を現金で支給しており、この現金分は上記の基本報酬の金額に含めております。
4. 業績連動報酬は、事業年度が終了して決算が確定した後に、目標値に対する達成度（業績達成率）を計算し、個人毎の評価を行ったうえで確定いたします。当事業年度の業績連動報酬の金額は未だ最終確定しておらず、上記の業績連動報酬の金額は支払予定金額として記載しております。
5. 上記の業績連動報酬の金額には含めておりませんが、2020年度の業績連動報酬の金額は、2021年6月に確定されました。同年度の業績達成度（94.5%）に個人毎の評価を反映し、確定した金額は、2020年度の実績報告にて開示した業績連動報酬（55百万円）から約10百万円の減額となり、44百万円となっております。
6. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」及び「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。
7. ストック・オプション報酬は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。
8. ストック・オプション報酬及び役員退職慰労金制度は、2019年6月21日開催の第75回定時株主総会の終結時をもって廃止いたしました。
9. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

④業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬の額の算定方法は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。また、2021年度の業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、選定した理由及び実績は、次のとおりです。

指標	2021年度		指標の選定理由
	目標値	実績値	
連結売上高	55,000百万円	62,506百万円	市場における成長力を測る指標として選定
EBITDA	7,900百万円	9,148百万円	キャッシュ創出力を測る指標として選定

- (注) 1. 目標値は中期経営計画を前提に毎年策定する事業計画や業績予想をベースに設定しております。
 2. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(5) その他会社役員に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

P w C あらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	63百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	0百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である収益認識に関するアドバイザリー業務等の対価を支払っております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 当社の会計監査人以外の監査法人等が監査をしている当社の連結子会社

連結子会社は、P w C あらた有限責任監査法人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	47,450
現金及び預金	11,269
受取手形	1,630
売掛金	11,410
商品及び製品	15,820
仕掛品	1,866
原材料及び貯蔵品	3,824
その他	1,774
貸倒引当金	△147
固定資産	25,039
有形固定資産	15,721
建物及び構築物	5,880
機械装置及び運搬具	4,486
土地	1,535
建設仮勘定	1,989
その他	1,828
無形固定資産	4,738
のれん	818
その他	3,920
投資その他の資産	4,580
投資有価証券	1,327
繰延税金資産	1,868
その他	1,383
資産合計	72,490

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	20,908
支払手形及び買掛金	7,528
製品保証引当金	61
賞与引当金	1,041
未払法人税等	1,380
短期借入金	1,343
1年内返済予定の長期借入金	3,899
その他	5,653
固定負債	14,534
長期借入金	10,437
退職給付に係る負債	2,384
繰延税金負債	728
その他	983
負債合計	35,442
純資産の部	
株主資本	32,973
資本金	3,976
資本剰余金	5,099
利益剰余金	24,302
自己株式	△405
その他の包括利益累計額	2,895
その他有価証券評価差額金	0
繰延ヘッジ損益	8
為替換算調整勘定	2,921
退職給付に係る調整累計額	△33
新株予約権	57
非支配株主持分	1,120
純資産合計	37,047
負債純資産合計	72,490

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		62,506
売上原価		39,775
売上総利益		22,731
販売費及び一般管理費		16,546
営業利益		6,184
営業外収益		631
受取利息	35	
為替差益	280	
受取賃貸料	88	
助成金収入	53	
作業くず売却益	92	
その他	80	
営業外費用		399
支払利息	183	
アレンジメントフィー	64	
その他	151	
経常利益		6,415
特別利益		231
固定資産売却益	6	
受取保険金	224	
特別損失		371
固定資産売却損	2	
減損損失	119	
固定資産除却損	24	
訴訟和解金	224	
税金等調整前当期純利益		6,275
法人税、住民税及び事業税		1,937
法人税等調整額		△378
当期純利益		4,716
非支配株主に帰属する当期純利益		153
親会社株主に帰属する当期純利益		4,563

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	19,513
現金及び預金	4,766
受取手形	106
電子記録債権	82
売掛金	6,228
商品及び製品	2,683
仕掛品	886
原材料及び貯蔵品	2,368
前渡金	0
前払費用	263
その他	2,128
固定資産	27,282
有形固定資産	6,631
建物	2,145
構築物	206
機械装置	2,137
車両運搬具	12
工具器具備品	293
土地	1,000
建設仮勘定	834
無形固定資産	678
ソフトウェア	461
その他	217
投資その他の資産	19,972
投資有価証券	33
関係会社株式	5,781
関係会社出資金	8,406
関係会社長期貸付金	4,344
長期前払費用	57
繰延税金資産	1,161
その他	186
資産合計	46,796

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	11,983
支払手形	488
買掛金	3,309
1年内返済予定の長期借入金	3,794
未払金	303
未払費用	2,100
未払法人税等	1,130
契約負債	0
前受金	0
預り金	33
賞与引当金	410
製品保証引当金	36
その他	376
固定負債	11,973
長期借入金	9,451
関係会社長期借入金	308
退職給付引当金	1,922
資産除去債務	33
その他	257
負債合計	23,956
純資産の部	
株主資本	22,773
資本金	3,976
資本剰余金	5,243
資本準備金	5,199
その他資本剰余金	43
利益剰余金	13,959
その他利益剰余金	13,959
固定資産圧縮積立金	9
別途積立金	150
繰越利益剰余金	13,799
自己株式	△405
評価・換算差額等	8
繰延ヘッジ損益	8
新株予約権	57
純資産合計	22,839
負債純資産合計	46,796

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	27,097
売上原価	16,764
売上総利益	10,332
販売費及び一般管理費	6,963
営業利益	3,369
営業外収益	1,216
受取利息	98
受取配当金	675
為替差益	306
その他	136
営業外費用	264
支払利息	159
アレンジメントフィー	64
その他	40
経常利益	4,320
特別利益	0
固定資産売却益	0
特別損失	11
固定資産除却損	11
税引前当期純利益	4,308
法人税、住民税及び事業税	1,365
法人税等調整額	△190
当期純利益	3,134

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社キトー
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市原 順 二
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 八 木 正 憲
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キトーの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、会社及びCrosbyグループの経営統合に関して、Lifting Holdings Limited、Crosby US Acquisition Corp.及びCrosby UK Acquisition Ltdとの間で、2022年5月16日付でBusiness Combination Agreementを締結した。また同日開催の取締役会において、本経営統合の一環として、Lifting Holdings Limitedがその株式の全てを直接保有するLifting Holdings BidCo株式会社による会社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関して、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主及び新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議した。この取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続を経て会社株主をLifting Holdings BidCo株式会社のみとすることを目的とした取引を含む本経営統合を実現するための一連の取引を企図しており、会社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものである。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社キトー
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市 原 順 二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	八 木 正 憲

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キトーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、会社及びCrosbyグループの経営統合に関して、Lifting Holdings Limited、Crosby US Acquisition Corp.及びCrosby UK Acquisition Ltdとの間で、2022年5月16日付でBusiness Combination Agreementを締結した。また同日開催の取締役会において、本経営統合の一環として、Lifting Holdings Limitedがその株式の全てを直接保有するLifting Holdings BidCo株式会社による会社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関して、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主及び新株予約権の所有者に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議した。この取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続を経て会社株主をLifting Holdings BidCo株式会社のみとすることを目的とした取引を含む本経営統合を実現するための一連の取引を企図しており、会社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものである。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社キトー 監査役会

常勤監査役 米 山 健太郎 ㊞

社外監査役 濱 田 清 仁 ㊞

社外監査役 箱 田 英 子 ㊞

以 上

memo

株主の皆様へのお知らせ

- ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数を少なくしておりますので、ご来場の見合わせをご検討いただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご活用ください。
- 本株主総会はインターネットによるライブ配信をいたします。
詳細は招集ご通知の6頁から7頁をご覧ください。
- お土産の配布はございません。また、総会終了後の「株主様との交流会」は実施いたしません。

株主総会会場ご案内

場所

東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ49
タワーホール

交通機関のご案内

H

東京メトロ日比谷線

六本木駅（1C出口）

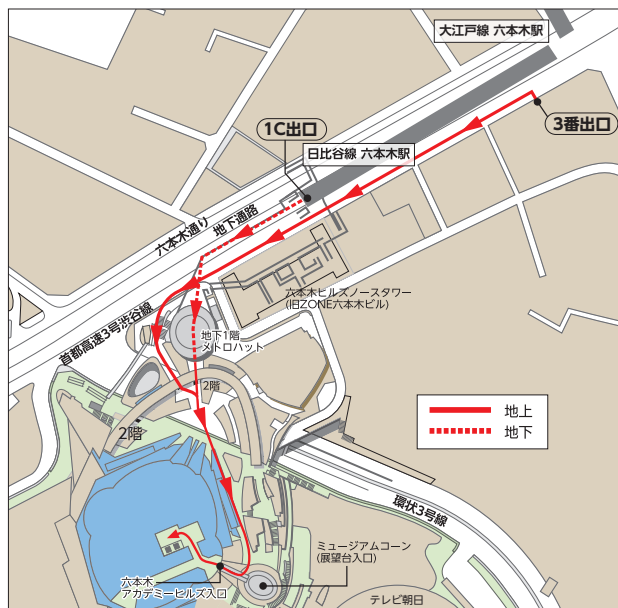
会場まで徒歩5分

E

都営地下鉄大江戸線

六本木駅（3番出口）

会場まで徒歩8分



KITO

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK